

第3回 予習課題

WTO 関連協定の下では、自由貿易実現のための基本原理（数量制限の禁止・関税の規制・無差別）に一定の例外を認めている。今回と次回とでその例外について学ぶ。

例外の中でも通商救済措置と言われるのが、セーフガード(SG) (GATT 19 条+[SG 協定](#))・アンチダンピング(AD) (GATT 6 条+[AD 協定](#))・補助金相殺関税 (GATT 16 条+[補助金協定](#)) である。これらの制度が自由貿易実現という WTO の目的とどのように両立するのか (しないのか)、考えてくること。

課題

日本が 2001 年に発動した SG 措置についての説明が[農林水産省サイト](#)にある（「ねぎ等 3 品目に関するセーフガード暫定措置について」）。これは、SG 協定 6 条に基づく暫定措置である。この日本の暫定措置は、GATT 19 条・SG 協定に違反するか。

A4・1～2 枚にまとめ、4 月 27 日（木）17 時までに濱本宛に送信すること。